

平成 2 0 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録（第 4 日）

3 月 2 1 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議  
午前 1 1 時 0 0 分 閉 会

○議事日程（第 4 号）

- |         |   |                                 |  |
|---------|---|---------------------------------|--|
| 日程第 1   | 会議録署名議員の指名  | 条例の一部を改正する条例の一部<br>改正についての委員長報告 |  |
| 日程第 2   | 諸般の報告   | 日程第 1 2                         | 議案第 9 2 号 平成 2 0 年度赤<br>平市一般会計予算の委員長報告               |
| 日程第 3   | 議案第 7 2 号 赤平市課設置条<br>例の一部改正についての委員長報<br>告   | 日程第 1 3                         | 議案第 9 3 号 平成 2 0 年度赤<br>平市国民健康保険特別会計予算の<br>委員長報告     |
| 日程第 4   | 議案第 7 9 号 赤平市過疎地域<br>自立促進計画の一部変更について<br>の委員長報告  | 日程第 1 4                         | 議案第 9 4 号 平成 2 0 年度赤<br>平市老人保健特別会計予算の委員<br>長報告       |
| 日程第 5   | 議案第 8 0 号 赤平市土地開発<br>公社定款の変更についての委員長<br>報告  | 日程第 1 5                         | 議案第 9 5 号 平成 2 0 年度赤<br>平市後期高齢者医療特別会計予算<br>の委員長報告    |
| 日程第 6   | 議案第 7 7 号 赤平市共同浴場<br>設置条例の一部改正についての委<br>員長報告  | 日程第 1 6                         | 議案第 9 6 号 平成 2 0 年度赤<br>平市土地造成事業特別会計予算の<br>委員長報告     |
| 日程第 7   | 議案第 7 3 号 赤平市特別職の<br>給与に関する条例及び赤平市教育<br>委員会教育長の給与及び勤務時間<br>等に関する条例の一部改正につい<br>ての委員長報告 | 日程第 1 7                         | 議案第 9 7 号 平成 2 0 年度赤<br>平市下水道事業特別会計予算の委<br>員長報告      |
| 日程第 8   | 議案第 7 4 号 赤平市職員の給<br>与に関する条例の一部改正につい<br>ての委員長報告                                       | 日程第 1 8                         | 議案第 9 8 号 平成 2 0 年度赤<br>平市霊園特別会計予算の委員長報<br>告         |
| 日程第 9   | 議案第 7 5 号 赤平市後期高齢<br>者医療に関する条例の制定につい<br>ての委員長報告                                       | 日程第 1 9                         | 議案第 9 9 号 平成 2 0 年度赤<br>平市用地取得特別会計予算の委員<br>長報告       |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 6 号 赤平市廃棄物の<br>資源化・再利用の促進及び適正処<br>理に関する条例の一部改正につい<br>ての委員長報告                    | 日程第 2 0                         | 議案第 1 0 0 号 平成 2 0 年度赤<br>平市介護サービス事業特別会計予<br>算の委員長報告 |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 8 号 赤平市介護保険   | 日程第 2 1                         | 議案第 1 0 1 号 平成 2 0 年度赤<br>平市介護保険特別会計予算の委員<br>長報告     |

- 日程第 2 2 議案第 1 0 2 号 平成 2 0 年度赤平市水道事業会計予算の委員長報告
- 日程第 2 3 議案第 1 0 3 号 平成 2 0 年度赤平市病院事業会計予算の委員長報告
- 日程第 2 4 議案第 1 0 4 号 赤平市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 1 0 5 号 赤平市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 1 0 6 号 議員の派遣について
- 日程第 2 7 議案第 1 0 7 号 平成 1 9 年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 2 8 意見書案第 28 号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求める意見書
- 日程第 2 9 意見書案第 29 号 地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書
- 日程第 3 0 意見書案第 30 号 郵政民営化見直しを求める意見書
- 日程第 3 1 意見書案第 31 号 地域医療の確保に関する意見書
- 日程第 3 2 意見書案第 32 号 地域農業の存続のため基幹的農業水利施設の整備を国が推し進めることを求める意見書
- 日程第 3 3 意見書案第 33 号 民法 7 7 2 条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書
- 日程第 3 4 意見書案第 34 号 中小企業支援対策の一層強化を求める意見書
- 日程第 3 5 意見書案第 35 号 「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書

日程第 3 6 意見書案第 36 号 地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書

日程第 3 7 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について

日程第 3 8 閉会中継続審査の議決について

#### ○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案第 7 2 号 赤平市課設置条例の一部改正についての委員長報告

日程第 4 議案第 7 9 号 赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更についての委員長報告

日程第 5 議案第 8 0 号 赤平市土地開発公社定款の変更についての委員長報告

日程第 6 議案第 7 7 号 赤平市共同浴場設置条例の一部改正についての委員長報告

日程第 7 議案第 7 3 号 赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についての委員長報告

日程第 8 議案第 7 4 号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正についての委員長報告

日程第 9 議案第 7 5 号 赤平市後期高齢者医療に関する条例の制定についての委員長報告

日程第 1 0 議案第 7 6 号 赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正についての委員長報告

日程第 1 1 議案第 7 8 号 赤平市介護保険条例の一部を改正する条例の一部

改正についての委員長報告

日程第12 議案第 92号 平成20年度赤平市一般会計予算の委員長報告

日程第13 議案第 93号 平成20年度赤平市国民健康保険特別会計予算の委員長報告

日程第14 議案第 94号 平成20年度赤平市老人保健特別会計予算の委員長報告

日程第15 議案第 95号 平成20年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算の委員長報告

日程第16 議案第 96号 平成20年度赤平市土地造成事業特別会計予算の委員長報告

日程第17 議案第 97号 平成20年度赤平市下水道事業特別会計予算の委員長報告

日程第18 議案第 98号 平成20年度赤平市霊園特別会計予算の委員長報告

日程第19 議案第 99号 平成20年度赤平市用地取得特別会計予算の委員長報告

日程第20 議案第100号 平成20年度赤平市介護サービス事業特別会計予算の委員長報告

日程第21 議案第101号 平成20年度赤平市介護保険特別会計予算の委員長報告

日程第22 議案第102号 平成20年度赤平市水道事業会計予算の委員長報告

日程第23 議案第103号 平成20年度赤平市病院事業会計予算の委員長報告

日程第24 議案第104号 赤平市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する

条例の一部改正について

日程第25 議案第105号 赤平市議会委員会条例の一部改正について

日程第26 議案第106号 議員の派遣について

日程第27 議案第107号 平成19年度赤平市一般会計補正予算

日程第28 意見書案第28号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求める意見書

日程第29 意見書案第29号 地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書

日程第30 意見書案第30号 郵政民営化見直しを求める意見書

日程第31 意見書案第31号 地域医療の確保に関する意見書

日程第32 意見書案第32号 地域農業の存続のため基幹的農業水利施設の整備を国が推し進めることを求める意見書

日程第33 意見書案第33号 民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

日程第34 意見書案第34号 中小企業支援対策の一層強化を求める意見書

日程第35 意見書案第35号 「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書

日程第36 意見書案第36号 地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書

日程第37 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について

日程第38 閉会中継続審査の議決について

○出席議員 10名

1番 五十嵐 美 知 君

2番 若山武信君  
 3番 谷田部芳征君  
 4番 穴戸忠君  
 5番 林喜代子君  
 6番 北市勲君  
 7番 太田常美君  
 8番 植村真美君  
 9番 獅畑輝明君  
 10番 鎌田恒彰君

---

選挙管理委員会 事務局 長	町田秀一君
------------------	-------

---

農業委員会 事務局 長	菊島美時君
----------------	-------

○本会議事務従事者

議会事務局 長	福島賢一君
” 庶務係 長	野呂律子君
” 議事係 長	渡邊敏一君

○欠席議員 0名

○説明員

市長	高尾弘明君
教育委員会委員長	田口敏弘君
監査委員	小椋克己君
選挙管理委員会 委員長	壽崎光吉君
農業委員会会長	野村繁君

---

副市長	浅水忠男君
総務課 長	町田秀一君
地域対策課 長	伊藤寿雄君
兼財政課 長	
税務課 長	吉村春義君
市民生活課 長	栗山滋之君
社会福祉課 長	伊藤嘉悦君
介護健康推進課 長	實吉俊介君
産業課 長	菊島美時君
建設課 長	熊谷敦君
上下水道課 長	横岡孝一君
会計管理者	下村信磁君
消防 長	中村高庸君
市立赤平総合病院 事務 長	斉藤幸英君

---

教育 委員会 教育 長	渡邊敏雄君
” 教育課 長	目黒雅晴君
監査事務局 長	保田隆二君

(午前10時00分 開 議)

○議長(鎌田恒彰君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、7番太田常美君、8番植村真美さんを指名いたします。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長(福島賢一君) 報告いたします。

諸般報告第2号でございますが、市長から送付を受けた事件は1件であります。

委員長から送付を受けた事件は、21件であります。

議員から送付を受けた事件は、12件であります。

委員長から閉会中継続審査の議決を求めるため申し出のあった事件は、4件であります。

次に、本日の議事日程につきましては、第4号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況でございますが、本日は全員出席であります。

以上で終わります。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第3 議案第72号赤平市課設置条例の一部改正について、日程第4 議案第79号赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更について、日程第5 議案第80号赤平市土地開発公社定款の変更についてを一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、林喜代子さん。

○総務文教常任委員長(林喜代子君) [登壇] 審査報告を申し上げます。

平成20年3月6日に総務文教常任委員会に付託されました議案第72号赤平市課設置条例の一部改正について、議案第79号赤平市過疎地域自立促進計画の

一部変更について、議案第80号赤平市土地開発公社定款の変更について、以上3案件につきまして、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成20年3月7日、委員会を招集して審査いたしました。

委員会の決定は、可決であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(鎌田恒彰君) これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第72号、第79号、第80号について一括採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告どおり決定されました。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第6 議案第77号赤平市共同浴場設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。社会経済常任委員長、穴戸忠君。

○社会経済常任委員長(穴戸忠君) [登壇] 審査報告を申し上げます。

平成20年3月6日に社会経済常任委員会に付託されました議案第77号赤平市共同浴場設置条例の一部改正について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成20年3月7日、委員会を招集して審査いたしました。

委員会の決定は、可決であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第77号について採決をいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第7 議案第73号赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、日程第8 議案第74号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第9 議案第75号赤平市後期高齢者医療に関する条例の制定について、日程第10 議案第76号赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正について、日程第11 議案第78号赤平市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長、獅畑輝明君。

○予算審査特別委員長（獅畑輝明君） [登壇]

審査報告を申し上げます。

平成20年3月6日に予算審査特別委員会に付託されました議案第73号赤平市特別職の給与に関する条

例及び赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、議案第74号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第75号赤平市後期高齢者医療に関する条例の制定について、議案第76号赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正について、議案第78号赤平市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、以上5案件につきまして、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成20年3月14日、17日、18日、19日、委員会を招集して審査いたしました。

委員会の決定は、可決であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。穴戸忠君。

○4番（穴戸忠君） [登壇] 議案第75号赤平市後期高齢者医療に関する条例の制定について、日本共産党赤平市議会議員として反対の討論をいたします。

この条例は、長寿を祝わない社会でいいのか、国が後期高齢者医療制度を多数で強行し、世界に例がない、年寄り死ねと言うのかという遺憾の声が広がっています。75歳以上の後期高齢者の特性について厚生労働省審議会は、1、治療の長期化、複数疾患への罹患が見られる、2、多くに認知症の問題が見られる、3、いずれ避けることのできない死を迎える、社会保障審議会後期高齢者のあり方に関する特別部会。平成20年4月、国民健康保険から強制的に脱退させられ、年金天引き、医療の制限、医療の差別等や国の医療費削減のために地方自治体や国民に財政的負担を押しつけるものであり、中止以外にないものです。国会4野党は2月28日、国民健康保険から切り離し、75歳になった途端に今の医療保険

から強制的に脱退させ、75歳以上を対象に差別し、70歳から74歳まで医療費窓口負担引き上げの廃止、年金から保険料天引き中止など日本共産党、民主党、社民党、国民新党の4野党は4月実施予定の後期高齢者医療制度の廃止法案を衆議院へ提出いたしました。

よってこの条例に対する反対討論といたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） ほかに討論ありませんか。  
（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。

これより、最初に討論のありました議案第75号赤平市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鎌田恒彰君） 起立多数であります。  
よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

次に、議案第73号赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、議案第74号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第76号赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正について、議案第78号赤平市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について一括採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第12 議案第92号平成20年度赤平市一般会計予算を議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長、獅畑輝明君。

○予算審査特別委員長（獅畑輝明君）〔登壇〕  
審査報告を申し上げます。

平成20年3月13日に予算審査特別委員会に付託されました議案第92号平成20年度赤平市一般会計予算について、多数意見者の署名を付して報告いたしません。

審査の経過、平成20年3月14日、17日、18日、19日、委員会を招集して審査いたしました。

委員会の決定は、可決であります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。  
穴戸忠君。

○4番（穴戸忠君）〔登壇〕 議案第92号平成20年度赤平市一般会計予算について、日本共産党赤平市議会議員として反対の討論をいたします。

小泉、安倍構造改革、三位一体路線によって、連続地方交付税削減などにより、ますます地方に棄民政治、貧困、格差が拡大しています。地方公共団体の財政の健全化に関する法律が07年6月15日成立、賛成、自民、公明、民主、国民、反対、共産、社民によって、60年にわたる普通会計決算から急激な連結決算により、今日自治体と住民が血のにじむように身を削って、有史以来の財政危機状況となって、平成20年度予算案は再生団体回避のため全精力を傾注する決意と高尾弘明市長が述べておりますが、産炭地域振興基金13億5,000万円一括強制返還、赤字の御三家とともに、情勢の急激な変化、財政見通しの甘さを反省しています。根本的責任は、自治体や住民にはありません。政府は地方を考えるならば、  
1、地方交付税削減を直ちにやめ、復元すること、  
2、自公政府は大もうけの大企業優遇税制、アメリカ

力言いなりの米軍再編に3兆円をやめ、3、住民が主人公の医療、福祉、教育などの予算に回すことを要望して、反対の討論といたします。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（鎌田恒彰君） 若山武信君。

○2番（若山武信君）〔登壇〕 私は、議案第92号平成20年度赤平市一般会計予算について、委員長報告のとおり賛成の立場から討論を行います。

当市は、平成18年における空知産炭地域総合発展基金の一括返済により財政事情が急激に悪化したわけではありますが、昨年6月の地方自治体財政健全化法が施行されて以来追い打ちをかけられるように、まさに有史以来の危機的状況に追い込まれたわけがあります。しかし、国の配慮により連結実質赤字比率については3年間の段階的経過措置がとられ、20年度、21年度は40%に設置、道からも28億円の低金利融資が受けられることとなり、当市においては職員給料の大幅削減を中心とした財政健全化が推し進められ、20年度予算案を見るときに何とか危機的状況を脱した状態にあるのではないかと私は思っております。

このたびの議会においては普通会計、国民健康保険特別会計、病院事業会計、水道事業会計の連結赤字額37億4,206万円、連結実質赤字比率77.60%をどのようにして改革し、赤字比率を40%以下に抑えるかという提案内容の論議がすべてであったと思っております。連結赤字額縮減に当たり、人件費は大きなウエートを占めており、一般職の給与平均30%の削減効果額は1億5,000万円、特別職給与は450万円、議員報酬は300万円であり、早期退職による職員数の大幅削減により、20年度効果額は4億2,500万円が見込まれているわけがあります。その他の歳入確保として市民への負担も検討されました。市税の引き上げとして軽自動車税の見直しが行われ、使用料の引き上げとして市営住宅使用料の一部、水道料の改正、さらには保育料の見直しについても検討されたわけがあります。そのほかに施設の統廃合などによる見直し、団体補助金の削減等についても検討さ

れているわけであります。

特別会計においても連結赤字の本元である市立赤平総合病院は、赤字の要因を徹底的に洗い出し、今までにないほどの経営改革に取り組んでいるところでありますし、医師、看護師の確保対策については病院や理事者側だけでなく、議会においても本当に真剣な議論が交わされたわけであります。国民健康保険特別会計においては、20年度からは国の指導によるメタボリックシンドローム対策として特定健診、特定保健指導の新しい事業が行われることになっており、長期的に見たときにその成果により歳出がわずかでも抑えられることが期待できると思っております。この2つの特別会計には、以前から繰り入れ不足が指摘されており、そのような背景から20年度予算案では不良債務解消分として一般会計より病院会計に1億5,000万円、国保会計に1億5,000万円の繰り入れがなされる考え方になっているわけであります。また、私たち議員も大変苦勞いたしました赤平花卉園芸振興公社における貸付金5億2,500万円については財政調整基金に留保されているわけでありまして、予算全般を見渡したときに財政健全化計画改訂版に基づき、理事者、職員が一丸となって取り組まれていることがうかがわれるわけであります。そして、限りなく予算削減された苦渋の選択の中からの20年度一般会計予算案でありますので、私は予算成立に値するものと判断しております。国からの配慮もあり、道からの支援も受けた中でのこのたびの赤平市財政健全化計画であります。あとは、全市民が一丸となってこの1年間取り組まなければならないわけでありまして、このたびの20年度予算案には反対する何物もないと私は思っております。

以上、私の所見の一端を申し上げまして、議案第92号平成20年度赤平市一般会計予算につきましては議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（鎌田恒彰君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）



○議長（鎌田恒彰君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第92号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鎌田恒彰君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第13 議案第93号平成20年度赤平市国民健康保険特別会計予算、日程第14 議案第94号平成20年度赤平市老人保健特別会計予算、日程第15 議案第95号平成20年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算、日程第16 議案第96号平成20年度赤平市土地造成事業特別会計予算、日程第17 議案第97号平成20年度赤平市下水道事業特別会計予算、日程第18 議案第98号平成20年度赤平市霊園特別会計予算、日程第19 議案第99号平成20年度赤平市用地取得特別会計予算、日程第20 議案第100号平成20年度赤平市介護サービス事業特別会計予算、日程第21 議案第101号平成20年度赤平市介護保険特別会計予算、日程第22 議案第102号平成20年度赤平市水道事業会計予算、日程第23 議案第103号平成20年度赤平市病院事業会計予算を一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長、獅畑輝明君。

○予算審査特別委員長（獅畑輝明君） [登壇]

審査報告を申し上げます。

平成20年3月13日に予算審査特別委員会に付託されました議案第93号平成20年度赤平市国民健康保険特別会計予算、議案第94号平成20年度赤平市老人保健特別会計予算、議案第95号平成20年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算、議案第96号平成20年度赤平市土地造成事業特別会計予算、議案第97号平成20年度赤平市下水道事業特別会計予算、議案第98号平成20年度赤平市霊園特別会計予算、議案第99号平成

20年度赤平市用地取得特別会計予算、議案第100号平成20年度赤平市介護サービス事業特別会計予算、議案第101号平成20年度赤平市介護保険特別会計予算、議案第102号平成20年度赤平市水道事業会計予算、議案第103号平成20年度赤平市病院事業会計予算、以上11案件につきまして、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成20年3月14日、17日、18日、19日、委員会を招集して審査いたしました。

委員会の決定は、可決であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。穴戸忠君。

○4番（穴戸忠君） [登壇] 議案第93号平成20年度赤平市国民健康保険特別会計予算、議案第94号平成20年度赤平市老人保健特別会計予算、議案第95号平成20年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算、議案第100号平成20年度赤平市介護サービス事業特別会計予算について、日本共産党赤平市議会議員として一括して反対の討論をいたします。

議案第93号平成20年度赤平市国民健康保険特別会計予算、議案第94号平成20年度赤平市老人保健特別会計予算は、憲法第25条の理念を受けて、国民健康保険法の社会保障及び国民保健の向上に寄与すること、第1条とうたい、国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない、第4条と明記しています。この立場から療養の給付に対する定率負担、第70条を初め、国保事業に対する国の費用負担が法律上明確化されています。しかし、今日政府は国民健康保険法の理念にも、政府自身がこれまで進めてきた方針にも逆行する国の責任放棄であることは明らかです。現在の国庫負担補助制度は、国の負担を加入者と自治体に押しつけ、国保法

にうたわれた国庫負担制度の形骸化を推し進めるものとなっています。本予算が保険料が高くて払えない、受診抑制や短期証、資格証明など皆保険制度を後退せざるを得ない予算になっていること。老人保健法による老人保健制度、1983年2月発足、一部負担を導入して受診抑制を図り、老人医療費の増加を抑制することと同時に、国保がその多くを抱える老人医療費を労働者保険など各医療保険にも負担させる目的で創設されたのであります。国の負担が大幅に削減され、そのツケが組合健保など労働者の保険料負担の増大となって、しわ寄せされているのです。このような連続の医療改悪は、ますます負担増、受診抑制などお年寄りを医療から遠ざけるものになっています。

議案第95号平成20年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算は、国から75歳以上の高齢者医療改悪をさらに推し進める予算を強いられているもので、議案第75号の赤平市後期高齢者医療に関する条例の制定での反対討論と同様の趣旨のとおりであります。

議案第100号平成20年度赤平市介護サービス事業特別会計予算は、保険あって介護なしと言われ、1、お金のない者はサービスを受けられない。2、施設入所者はホテルコスト、給食費負担増、施設経営困難。3、入所希望待機者が愛真特養施設、エルム特養施設合わせて180人、直ちに入所希望が60%、このままでは自宅で終えんを迎えるものです。4、療養介護をなくして居宅介護に迫いやられ、深夜も家族介護、再び悲惨な事態を発生させるものであります。5、国は必要な介護にはヘルパー増員などの特別支援を行う責任があります。6、自治体単独で施設充実については、予算計上することは困難となっています。7、国は無駄な公共事業、アメリカ言いなりの軍事費などをやめて、介護、福祉などに回すことを要望して、反対討論といたします。

このご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、最初に討論のありました議案第93号平成20年度赤平市国民健康保険特別会計予算、議案第94号平成20年度赤平市老人保健特別会計予算、議案第95号平成20年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算、議案第100号平成20年度赤平市介護サービス事業特別会計予算を一括採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鎌田恒彰君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

次に、議案第96号平成20年度赤平市土地造成事業特別会計予算、議案第97号平成20年度赤平市下水道事業特別会計予算、議案第98号平成20年度赤平市霊園特別会計予算、議案第99号平成20年度赤平市用地取得特別会計予算、議案第101号平成20年度赤平市介護保険特別会計予算、議案第102号平成20年度赤平市水道事業会計予算、議案第103号平成20年度赤平市病院事業会計予算を一括採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

---

○議長（鎌田恒彰君） 日程第24 議案第104号赤平市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。獅畑輝明君。

○9番（獅畑輝明君）〔登壇〕 議案第104号赤平市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案の趣旨をご説明申し上げます。

今日の厳しい財政状況の中昨年6月の財政健全化

法成立で当市は有史以来の窮地に立ち、さまざまな財政改革に取り組んでおります。議会としてもこの窮地を乗り越えるためみずからも他市より先駆けて議員定数の削減、政務調査費の廃止、議員報酬15%削減などさまざまな議会改革に取り組んでまいりましたが、今回さらに議員報酬を7%削減、また期末手当の支給率を特別職と同率にするための条例改正を行うものであります。

本案件につきまして、赤平市議会会議規則第14条の規定により、多数賛成者の署名を付してご提案申し上げます。

以下、詳細につきましては参考資料によりご説明申し上げます。

第6条第2項の期末手当の額は、報酬月額に赤平市特別職の給与に関する条例の適用を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附則第7項、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間、議会の議長、副議長及び議員の報酬月額は、第1条の規定にかかわらず、議長にあっては28万7,000円、副議長にあっては24万7,000円、議員にあっては22万8,000円とする。

附則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第104号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第104号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第104号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（鎌田恒彰君） 日程第25 議案第105号赤平市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。獅畑輝明君。

○9番（獅畑輝明君）〔登壇〕 議案第105号赤平市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきまして、赤平市議会会議規則第14条の規定により、多数賛成者の署名を付してご提案申し上げます。

さきに可決されました課設置条例の改正により、課の名称が変更になりましたので、それに伴いまして字句の改正を行うものであります。詳細につきましては、別紙対照表のとおりでありますので、省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第105号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思

います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第105号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長(鎌田恒彰君) 日程第26 議案第106号議員の派遣についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。獅畑輝明君。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第106号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第106号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長(鎌田恒彰君) 日程第27 議案第107号平成19年度赤平市一般会計補正予算を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤財政課長。

○地域対策課長兼財政課長(伊藤寿雄君)〔登壇〕議案第107号平成19年度赤平市一般会計補正予算(第7号)につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成19年度赤平市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,126万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億257万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」によります。

次に、2ページをお願いいたします。第2表の地方債補正であります。追加といたしまして、学校給食センター施設整備事業における空知産炭地域総合発展基金充当後の一般財源に対し、市町村振興基金等借入金を100%充当し、限度額を230万円とするものであります。利率や償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

次に、変更といたしまして、住宅整備事業につきましても空知産炭地域総合発展基金充当後の一般財

源に対し、市町村振興基金等借入金を100%充当し、退職手当につきましては起債額の内定によって増額補正するものであります。補正後の限度額等につきましては、記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。2ページ目をお願いいたします。最初に、歳入であります。款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税の中の特別交付税として7,141万2,000円の増額であります。交付額の決定によるものであります。これによる特別交付税の対前年度決算額との伸び率は、マイナス1.68%となります。

同じく款19諸収入、項4雑入、目1空知産炭地域総合発展基金助成金収入、節2空知産炭地域新産業創造等助成金収入につきましては、事業者からの事業実績報告に伴い、助成金対象事業費の増額により210万円を増額するものであります。

同じく目2雑入、節19雑入の財源不足額補てん収入として8,144万3,000円の減額であります。このたびの補正内容によりまして、財源不足額を全額解消するものであります。

次に、3ページをお願いいたします。款20市債、項1市債の2億9,920万円の増額補正の内容につきましては、先ほど第2表、地方債補正で申し上げたとおりであります。

次に、4ページをお願いいたします。款1議会費、項1議会費として299万9,000円の減額であります。報酬等を中心とした決算見込額によるものであります。

同じく款7商工費並びに6ページの款8土木費、款10教育費、款13職員給与費の補正の内容につきましては、第2表、地方債補正、あるいは歳入で申し上げた内容により増額補正または財源補正をするものであります。

次に、款14予備費、項1予備費の2億9,216万8,000円の増額補正の内容につきましては、歳入歳出の差し引きによる財源超過分、いわゆる平成19年度一般会計の黒字見込額を補正するものであります。

以上、議案第107号についてご提案申し上げます

ので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第107号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第107号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第107号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（鎌田恒彰君） 日程第28 意見書案第28号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求める意見書、日程第29 意見書案第29号地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書、日程第30 意見書案第30号郵政民営化見直しを求める意見書、日程第31 意見書案第31号地域医療の確保に関する意見書、日程第32 意見書案第32号地域農業の存続のため基幹的農業水利施設の整備を国が推し進めることを求める意見書、日程第33 意見書案第33号民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書、日程第34

意見書案第34号中小企業支援対策の一層強化を求める意見書、日程第35 意見書案第35号「バイオマス推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書、日程第36 意見書案第36号地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。獅畑輝明君。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第28号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第28号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、意見書案第28号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（鎌田恒彰君） 日程第37 請願、陳情に関する閉会中審査の議決についてを議題といたします。

お諮りいたします。閉会中において受理した請願、陳情については、別紙配付のとおり各常任委員会及び特別委員会、議会運営委員会にそれぞれ付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中受理した請願、陳情については、各常任委員会及び特別委員会、議会運営委員会に付託の上審査することに決定いたしました。

---

○議長（鎌田恒彰君） 日程第38 閉会中継続審査の議決について。

各委員長から委員会において審査中の事件につき、会議規則第101条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査に付することに決定いたしました。

---

○議長（鎌田恒彰君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成20年赤平市議会第1回定例会を閉会いたします。

（午前11時00分 閉会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)